



2014.11.28  
 コチ コンサルティング

中国の“不動産バブル”崩壊懸念が日本でも注目されていますが、10月9日、不動産市場活性化施策として、労働者の住宅消費能力引上げを図る《住宅積立金（住房公積金）個人住宅貸付業務の発展に関する通知》が都市・農村住宅建設部、財政部、人民銀行の共同通知として出されています。法定福利費用の中で大きな比率を占め、地域格差の大きい住宅積立金政策は、企業の人事管理にとっても課題となっています。

本号では、住宅積立金の課題とあわせ、昇給を検討する際にも考慮が欠かせない、社会保険個人負担部分の詳細に関してご報告いたします。

- 内容 【人事・労務情報】
- 住宅積立金の課題
  - 社会保険個人負担部分の詳細
- 【コラム】 2015年カレンダー

## 人事・労務情報

### ■ 住宅積立金の課題

住宅積立金制度は地方から実験的に導入された制度を基に全国法制化された制度であり、1991年の「上海市住宅制度改革実施法案」を皮切りに20年を超えて進化してきた制度で、地域ごとの差異が大きな制度です。

\* 住宅積立金の実務：<http://cochicon.com/2-6-1-2-1/>

#### ● 住宅積立金は個人報酬？ 地域間の報酬公平性担保のための施策は？

個人と企業が同率で納付する（全国統一）住宅積立金は《住宅積立金管理条例》にて「従業員個人が預け入れた住宅積立金と、従業員が所属する事業所が従業員のために預け入れた住宅積立金は従業員の個人所有に属する」（第3条）と規定されています。積立金は個人の専用口座（主に建設銀行に開設）へ積み立てられますが、その用途は特定されており、使用制限があることから、報酬の一部ではあるが、用途を強制された報酬といえます。

積立金比率と積立金基数が地域毎に異なり、住宅積立金を個人報酬と考えた場合、地域による報酬制度の不公平要因となります。

下記は月次グロス報酬が20,000元の場合の北京、上海の報酬/雇用コスト構成です。

【グロス賃金20,000元の場合の雇用コスト（北京、上海比較） 2014年7月～】

地域	月次報酬 総額 (グロス)	社会保険 基数	個人負担			手取給与 (ネット)	企業負担		雇用 コスト
			社会保険	住宅積立	所得税		社会保険	住宅積立	
北京	20,000	17,379	1,775.7	2,085.4	2,154.7	13,984.1	5,561.3	2,085.5	27,646.8
上海		15,108	1,586.3	1,057.6	2,459.0	14,897.1	5,287.8	1,057.6	26,345.4

北京：12%  
 上海：7%

北京：12%  
 上海：7%

【各地の住宅積立比率】

地域	分類	会社負担	個人負担
上海		7%	7%
北京		12%	12%
広州		5%—20%	5%—20%(≧会社負担部分比率)
深セン		5%—20%	5%—20%(≦会社負担部分比率)
大連	1998年12月31日以前就労開始者	10%—15%	10%—15%
	1999年1月1日以降就労開始者	25%	15%
天津		11%	11%
済南		5%—12%	5%—12%
蘇州	政府機関、事業単位の従業員	10%	10%
	一般企業	8%-12%	8%-12%
南京	政府機関、事業単位の従業員	12%	12%
	外資企業、香港・マカオ・台湾企業	10%—12%	10%—12%
	その他企業	8%-12%	8%-12%

●住宅積立金の利用制限

《住宅積立金（住房公積金）個人住宅貸付業務の発展に関する通知》では、積立金の貸出比率が85%を下回る地域は、1件目の住宅購入に対する貸出額を引き上げるよう指導しています。

人事上の注目点は、従来、積立金利用申請は申請地における積立実績6ヶ月以上を条件とした規定を、勤務地（≒積立金利用地）が移動した場合、元の積立地における積立証明をもって、積立期間を合算することができる点です。

労働者の省市を超えた移動が旺盛になり、戸籍所在地以外での就労が急増している現状に対応し、勤務地で納付した住宅積立金を戸籍所在地で利用することを可能とする政策（“異地貸款”）が促進されることとなります。

**NAVI** 住宅積立金積立地は社会保険納付地と同様、労働契約履行地（＝勤務地）とされていますが、従業員の要請により戸籍所在地に納付しているケースも少なくありません。今後、外地戸籍者の労働契約履行地での納付の不利益が解消されることから、労働契約履行地（勤務地）における統一積立を強制しやすくなり、同一勤務地における戸籍所在地の違いによる積立額の不平等の解消が期待されます。

**NAVI** 下記は、中智報酬の2014年福利調査による、福利項目ごとの従業員の関心度です。住宅に関わる福利は従業員にとって関心度が高い福利であり、その措置には敏感になることは容易に推測されます。

	20-30歳	30-40歳	40-50歳
高 ↑ 関心度 ↓ 低	住宅関連	住宅関連	養老保険
	育成計画	子女教育補助	医療
	休暇	自動車補助	傷害保険
	自動車補助	傷害保険	休暇
	養老保険	医療保険	住宅関連
	傷害保険	養老保険	自動車補助
	医療保険	休暇	育成計画

40代では住宅関連福利への関心度が下がることから、住宅問題は30代までに解決する労働者が多いことが推測されます。個人負担、会社負担総計で24%までは非課税であり、同調査では、補充住宅積立を実施済みの企業は24%、1年以内に実施予定企業が8%という結果でした。

## Consulting

### ■ 社会保険個人負担部分の詳細

法定社会保険の個人負担部分は、失業保険を除き、それぞれの個人口座へ積み立てられ、企業負担の一部も個人口座へ繰入れられます。

上海市の場合、社会保険と住宅積立を総計した法定福利納付比率59.5%のうち、個人口座に繰入れられる比率は27%（+医療保険個人口座繰入額）となります。

養老保険の仕組み：<http://cochicon.com/2-6-1-1-9/> 医療保険の仕組み：<http://cochicon.com/2-6-1-1-10/>

【法定福利費の個人口座繰入分と社会共同負担分：上海市】

社保項目	個人負担		企業負担	
	社会共同負担	個人口座繰入		社会共同負担
養老保険		8%	3%	18%
医療保険		2%	年齢に応じて個人医療口座繰入 ←	11%
失業保険	0.5%			1.5%
生育保険				1%
労災保険				0.5%
住宅積立金		7%	7%	
計	0.5%	17%	10%+個人医療口座繰入分 ←	32%
個人口座繰入		27%+個人医療口座繰入分		

**NAVI** 中国では社会保険基数上限が毎年引き上げられることから、手取り賃金保障でない場合、昇給時には、社会保険基数の上昇に伴う手取り賃金の減少、見た目の昇給率と実質昇給率の差異に関して、従業員は敏感に反応します。

しかしながら、社会保険は住宅積立同様、使用用途は限定されるものの、個人口座に繰り込まれるものであり、経営側は仕組みを理解、説明することが必要と思われます。

下記は近年の社会保険基数上限上昇に伴う社会保険個人負担の負担増額（上海市）です。

上海市	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
社会保険納付上限額の前年比増加額	231元	216元	148元	178元	235元	190元	180元
社会保険基数上限値に占める個人負担増加額の比率	2.7%	2.2%	1.4%	1.5%	1.8%	1.3%	1.2%

## コラム

<2015年カレンダー>

11月が終わろうとする本日まで、2015年カレンダーの公式発表がありません。例年のことながら、日本本社の理解が得られにくい、中国の現状です。ただし、昨年より、法定休日設定の基本ルールが確定したため、来年の法定休日は予測が容易になっています。

【2015年法定休日】

法定休日	期日
元旦	1月1日
春節	2月19日～21日
清明節	4月5日
労働節	5月1日
端午節	6月20日
中秋節	9月27日
国慶節	10月1日～3日

### 振替え休日調整原則

春節	法定休日3日に近接する土日を振替え7連休とする。
国慶節	法定休日3日に近接する土日を振替え7連休とし、10/1～10/7に固定する。
その他の法定休日	1日の休暇のみ。 法定休日が水曜日の場合は調整せず、当日1日を休暇とする。 法定休日が火曜日、木曜日にあたる場合は近接する土日を振替え、3連休とする。 土日と重なった場合は月曜日を補充休暇とする。